

講習会を欠席された場合の受講料取り扱いについて

- 1 受講料は、①「受講予定者が資格を有していたのに誤って申し込んだ」②会社費用負担の場合の「労働者の死亡、退職等に伴う受講不可能」を除き返金しません。①もしくは②に該当し返金を希望する場合は、その事実を証明する書類等を受講予定3営業日前日午後4時までに提出（FAX可）して下さい。それ以外の理由で返金申し込みはできません。また、受講予定2営業日前以降の返金申し込みもできません。
- 2 受講前日（休日の場合はその直前の営業日）午後4時までに欠席の連絡をされた方には再受講券を交付しますので次回申込みの際に申込書に添付して下さい。
なお、再受講券を添付せず申し込まれた場合は、再度受講料の振り込みが必要となりますので、再受講申込日まで再受講券を大切に保管し申込みの際必ず添付して下さい。
- 3 再受講券は、欠席された方以外の使用を認めます。他人への譲渡も可としますが、必ずその旨連絡をして下さい。
- 4 無断欠席の場合、再受講券は発行しません。必ず連絡をして下さい。
- 5 再受講券には使用期限があります。期限は下記のとおりです。

記

- 1 年度内に3回以上実施する講習は翌年度同月末日まで
例…平成28年4月開催の足場の組立て等作業主任者技能講習の場合
平成29年4月末日までの同講習まで
- 2 年度内に2回以下実施する講習は翌年度の末日まで
例…平成28年4月開催の型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の
場合平成29年度末日までの同講習まで
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（全科目）、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、木造建築物の組立て等作業主任者技能講習、石綿作業主任者技能講習、コンクリート造工作物の解体等作業主任者技能講習、不整地運搬車運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習、丸のこ等取扱従事者特別教育、酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育、ローラー（締固め用）運転特別教育、ロープ高所作業特別教育

令和5年12月31日まで適用

各 位

建設業労働災害防止協会三重県支部

講習を欠席された場合の受講料の取り扱いについて

- 1 受講料は、①「受講予定者が資格を有していたのに間違っ
て申し込んだ」②事業主負担の場合、「労働者の死亡、退職等に
伴う受講不可能」の場合を除き返金できません。①または②に
該当し返金を希望する場合は、その事実を証明する書類等（公
的機関発行のもの）を受講予定3営業日前日午後4時まで
に提出（FAX可）し返金申し込みしてください。それ以外の事
由で返金申し込みはできません。また受講予定2営業日前以
降の返金申し込みもできません。
- 2 受講前日（休日の場合はその直前の営業日）午後4時
までに欠席の連絡をされた方には、直近開催予定の同一種
類講習に限り再受講を認めます。
- 3 直近開催予定（概ね1か月先以降開催分）の同一講習
の受講票を送付しますので受講してください。令和5年12月
31日まで発行した再受講券は令和6年1月1日以降発行
しません。
- 4 再受講票は、欠席された方以外の方の受講も認めま
すが必ずその旨連絡してください。その場合、再度申込書等
を提出していただきます。
- 5 再受講票による受講は、指定された講習以外受講
できません。
- 6 指定された再受講票の講習を欠席した場合、事由の
如何を問わず受講の権利は失効します。
- 7 令和5年12月31日までに発行した再受講券による
再受講は、令和6年1月1日以降上記2から6について準用
します。

令和6年1月1日改正